

小田原市監査委員公表第 19 号

令和 6 年 5 月 29 日付け小田原市監査委員公表第 11 号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 16 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 山 崎 佐 俊
小田原市監査委員 加 藤 仁 司

番号	指摘等の内容	措置状況
1	小田原市契約規則第 22 条において、予定価格 50 万円以下の業務委託契約は、随意契約とすることができ、さらに、同規則第 23 条第 2 項第 1 号により特別の理由がある場合は、単独見積りによることができるとされているが、中央図書館のカウンター業務を主とする図書館サービス業務委託（契約金額 31,658,286 円）について、契約の相手方が、長期間、当該業務を受託し豊富な知識を有すること等を理由に、単独見積りによる随意契約としている。 令和 2 年 10 月に開館した小田原駅東口図書館は、指定管理者制度を導入していることから、中央図書館のカウンター業務等を単独見積りによる随意契約とすることについて、長期間の経	当該業務委託契約の執行方法について検討を進めることとし、小田原市契約規則の規定に基づき、適正な契約事務を遂行していく。

	験等を理由とすることは適切ではないと思われる。契約の執行は、公正であり、機会均等の理念に適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、基本的に入札により行わなければならない。（図書館）	
2	小田原市民ホール管理業務（契約金額118,240,189円）において、受託者は、委託業務の一部を第三者に委託する場合、あらかじめ市の承諾を得なければならないとされている。しかしながら、受託者は、清掃業務及び空調設備管理業務について、市の承諾を得ず、第三者に委託していた。 また、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場及び小峰庭球場の管理に関する協定（令和5年度指定管理料109,570,000円（監査実施時の金額））において、指定管理者は、管理業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面による市の承諾を得なければならないとされているが、第三者に委託している業務の全てについて、市の承諾がなされていなかった。 なお、現時点においては、いずれも再委託を追認する確認書を取り交わしている。 委託及び協定に係る業務の一部を第三者に委託する場合、市は、あらかじ	再委託を追認する確認書を取り交わした。今後は、適切な手続きを行い、業務委託に関して、矛盾が生じることのない様、適切かつ確実な事務を遂行していく。（文化政策課） 今回の指定管理期間（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）については、令和6年3月27日付けで申請を受理し、令和6年3月29日付けで承認した。 今後は、新たな指定管理者の指定期間前に一部再委託についての申請及び承認をすることとした。（スポーツ課）

	め受託者又は指定管理者に、再委託の承諾について必要な書類を提出させ、支障がないことを確認した上で、書面による承諾をしなければならない。 (文化政策課、スポーツ課)	
3	委託契約において、市は、個人情報保護に関する法律及び小田原市個人情報取扱事務委託要領に従い、個人情報を保護するために約定すべきことを契約書に明記するとともに、市から受託者に個人情報を引き渡す場合等は、受託者に対し、個人情報の管理体制を明らかにさせなければならない。 しかしながら、市が受託者に個人情報を引き渡す史跡小田原城跡用地取得事業（城内）に伴う工作物等物件補償費算定業務委託契約において、個人情報の引渡し及び返還並びに引き渡す個人情報に係る文書又はデータの名称を契約書に明記せず、個人情報管理体制の届出も受けていなかった。 また、受託者が個人情報を取り扱う上府中公園ドッグラン開設業務委託契約において、事故報告義務、受託者が個人情報の管理措置に係る義務を適正に履行しているかどうかを市が監督するための調査権限及び必要な指示勧告を行う権限を契約書に明記していなかった。 小動物収集及び焼却処理等業務委託	令和6年度に締結した契約において、個人情報の引渡し及び返還並びに引き渡す個人情報に係る文書の名称を契約書第21条別添特記事項第3条及び第9条に明記した。また、個人情報管理体制等届出書を受け取った。（文化財課） 受託者に対し、不足していると指摘された事項を記載した書面の提出を速やかに求め、令和6年3月1日及び4日にこれを受理し、適正に事務が執行されていることを確認した。令和6年度も同様の委託を行うに当たり、個人情報取扱事務委託要領で定められた様式を使用し、再委託に係る必要な事項を記載及び資料として添付されているかを確認した。（ゼロカーボン推進課） 令和6年度の同契約において約款の見直しを行い、調査権限及び必要な指示勧告を行う権限について明記した。（環境保護課）

	契約及び大型ごみコール制収集運搬業務委託契約において、受託者から個人情報管理体制の届出を受けておらず、また、脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託契約では、受託者及び再委託先から個人情報管理体制の届出を受けていたが、再委託に係る必要な事項の記載が不足していた。 個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる必要がある。 （文化財課、ゼロカーボン推進課、環境保護課、環境事業センター）	令和6年度契約においては、小動物収集及び焼却処理等業務委託契約及び大型ごみコール制収集運搬業務委託契約について、個人情報管理体制届出書を提出させた。（環境事業センター）
4	小田原競輪場内の空調設備修繕について、見積日及び工期が近接した4件の少額随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約をいう。）により、同一業者に発注していた（契約金額①1,287,000円、②1,274,900円、③1,207,800円、④1,222,100円）。分割発注が疑われるものであり、小田原市契約規則の規定に基づき適正に執行する必要がある。（事業課）	分割発注が疑われることのないよう、小田原市契約規則の規定に基づき、適正な執行に努める。
5	平成19年3月29日助役通達「小田原市補助金交付要綱準則の制定について」において、補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認が必要となるとされている。	小田原市文化部生涯学習課所管に係る補助金交付要綱を一部改正し、別表「1 小田原市地区公民館活動費補助金」における、実績報告提出期限を3月31日に改めた。（生涯学習課）

	しかしながら、市は、小田原市文化 部生涯学習課所管に係る補助金交付要 綱における小田原市地区公民館活動費 補助金（令和５年度交付額2,651,241 円）、及び、小田原市環境部環境保護 課所管に係る補助金交付要綱における 鳥獣保護管理対策事業費補助金（令和 ５年度交付額4,900,000円）等の実績 報告の提出期限を翌年度の日付として いた。 申請を受けた年度の補助金として支 出するためには、市は、当該年度の末 までに、補助対象者に実績報告書によ り報告させ、補助金の額を確定しなけ ればならない。（生涯学習課、環境保 護課）	小田原市環境部環境保護課所管に係 る補助金交付要綱を改正し、実績報告 書の提出期限を年度末までとし、補助 金の額を確定できるようにした。（環 境保護課）
6	小田原市民ホール条例及び同条例施 行規則に基づく使用料の減免について、 市では処分の審査基準を設けている。 当該基準では、市が主催する事業に使 用する場合、通常の使用料を免除、ま た、文化事業を行う場合で市長が特に 必要と認めるときは、市長が定める額 の減額又は免除すると規定している。 しかしながら、市とは別個の任意団 体である市民ホール文化事業実行委員 会が行う事業について、市が主催する 事業に使用する場合の規定を適用し免 除していた（令和５年４月から１０月 に許可したもの　９件　３,268,650	令和６年度以降に実施する事業につ いては、小田原市民ホール条例及び同 条例施行規則の使用料の減免に対する 処分の審査基準第１項第７号を適用す る。 また、収支における透明性及び正確 性については、市民ホール文化事業実 行委員会の監事とともにその確保に努 める。

	円)。当該団体に対して免除を行う場合は、文化事業を行う場合で市長が特に必要と認めるときの規定を適用しなければならない。 また、当該団体が実施した事業に係る使用料を全額免除としている一方で、当該事業に係る収入は全て当該団体のものとなっていることから、当該団体の収支に影響を与えていると考えられる。当該団体は、市が負担金を支出している団体でもあり、収支について透明性及び正確性を確保することが強く求められる。（文化政策課）	
7	小田原市観光交流センターの電気使用料及び水道使用料については、市が一時的に負担し、当該施設の指定管理者へ2か月ごとに請求している（2か月当たり概ね50万円）。しかしながら、このことを明文化した文書が存在しないことに加え、指定管理者へ送付する納入通知書に納期限を記載していなかった。 市は、指定管理者との債務関係を明文化し、債務の履行期限を明確にする必要がある。（文化政策課）	今後、納入通知書に納期限を記載することを徹底し、適切かつ確実な事務を遂行していく。 また、電気使用料等の市と指定管理者の債務関係については、指定管理者と所管する経済部の間で明文化することとした。
8	畜犬鑑札等交付手数料の出納員収納金（4件234,150円）について、小田原市財務規則第134条に規定する収入金計算簿に誤った金額を記載してい	誤った日付の欄に記入してしまったことが原因であったため、正しく入力し直した。

	た。 収入金計算簿は出納員が現金を取り扱ったことの記録となるものであり、記載は正確に行う必要がある。（環境保護課）	
9	地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令第158条第2項では、収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされていた。 しかしながら、小田原市スポーツ施設の使用料の収納事務の委託に係る告示（令和4年4月1日告示）において、収納事務委託の対象となる施設使用料の範囲及び行政財産目的外使用料を明示していなかった。 収納事務の委託に係る告示は、本来市が収納すべき歳入を私人が代わりに収納することを歳入の納入義務者に対し示すものであり、明瞭に記載しなければならない。（スポーツ課）	小田原市スポーツ施設の使用料の収納事務の委託に係る告示については、新たに指定管理者の任期が開始となる際の告示の際に収納事務委託の対象となる施設使用料の範囲及び行政財産目的外使用料について明示することとした。
10	競輪事業の車券発売金等の管理状況について、現金在高と科目ごとの帳簿残高の合計を照合したところ一致せず、現金在高が帳簿残高の合計を上回って	資金チェックが定期的に行われていれば未然に防ぐことができるものなので、月1回は必ず資金チェックを実施し、適切な資金管理を徹底する。

	いた（4,100円）。 競輪事業で管理する資金は、種類が多く、流れが複雑で、かつ多額のため、所管課では、定期的にチェック表を作成して管理状況を確認することとしている。しかしながら、令和4年度は一度もチェック表を作成していなかったため、同年度以降、現金在高と帳簿残高の合計が一致しない状況が継続しているとのことである。 競輪事業では、過去に現金の横領事件が発生している。資金の管理について特に細心の注意を払うことは必須であり、定期的に管理状況を確認しなければならない。（事業課）	また、資金チェックが確実に実施されている状況を把握するため、半期ごとの資金チェック実施計画書及び実施報告書を管理・監督者に提出することとしている。
1 1	備品登録から年数が浅く、持ち運びが容易な備品の管理について重点的に監査したところ、更新に伴い廃棄したにもかかわらず、その情報が備品台帳に記録されていない事例が見受けられた（38,830円×1台）。 備品台帳の記録が実態と乖離していることは、備品が適正に管理されず、横領等を引き起こす一つの要因になりうるため、備品の異動の情報は遅滞なく備品台帳に登載する必要がある。（みどり公園課）	今回の指摘を受けて、備品台帳の登載情報を確認し、現在所有している物の状況把握を行い、該当の備品における廃棄の手続き処理をし、備品台帳の情報を更新した。 自ら取得した備品について同台帳に登録するとともに、備品の異動等が生じたときは、その都度同台帳における情報の加除修正を行う。 今後も、同様の方法で担当者等への引き継ぎを行うものとする。
1 2	市職員が事務局を担う団体が保有する現金については、現金出納簿を常備	おだわらカルチャーアワード実行委員会については、収入・支出があった

	し、現金出納簿と預金通帳とを照合するなどにより、適正に管理することとされている。 おだわらカルチャーアワード実行委員会では、現金出納簿と預金通帳との照合による現金在高の確認が行われていなかった。 また、市民ホール文化事業実行委員会では、団体の予算執行を管理する帳簿及び収入金を管理する帳簿は作成していたが、日次の収入、支出及び残高を管理する現金出納簿を作成していなかった。そのため予算執行残額は記録されているが、現金の帳簿残高は分からなかった。さらに、予算執行を管理する帳簿に記録している予算執行残額が預金通帳の残高とは一致しておらず、その原因は、執行予定の支出も帳簿に記録しているためとのことであった。 団体の現金を適正に管理するためには、現金出納簿を備え付け、受払額及び残高を正確に記録した上で、預金通帳等との照合を確実に行う必要がある。 (文化政策課)	際に出納簿・通帳、そして互いの確認等は行っていたが、確認したことを明らかにする書類を作成していなかったため、会計チェック表を作成し、照合を行った日時及び照合結果を記載した。 市民ホール文化事業実行委員会については、収入及び支出が発生した時点で、その都度、予算執行を管理する帳簿の予算執行残額と預金通帳の残高を確認することとした。
1 3	市民ホール文化事業実行委員会では、事務局職員による立替払が日常的に行われており、中には17万円を超える高額なものや事務局職員個人のクレジットカードを使用しているもの、支払日及び支払先が異なる複数の立替払を	支払処理については、原則、請求に基づく銀行振込のみとし、郵送物の着払いなど、現金による支払が必要な場合には、現金出納簿にて管理している現金から支出することとした。(文化政策課)

	1枚の支出伝票で処理しているものがあつた。また、支出伝票の添付証ひょうに不備があるもの、立替払をした日から支出伝票の起票日まで2か月以上を経過しているものなど、不適切な事案が見受けられた。このような立替払が多いため、支出伝票、予算執行を管理する帳簿及び預金通帳を照合することが困難な状態であつた。 また、おだわら環境志民ネットワークでは、団体の事務局機能を担うコーディネーターによる立替払が日常的に行われており、個人のクレジットカードを使用しているものもあつた。 準公金についても公金と同様の注意を払って取り扱い、適切な会計処理を行うべきである。（文化政策課、環境政策課）	立替払が生じないよう計画的に執行することを改めてコーディネーターと確認した。クレジットカードによる支払を行っていた経費については、事務局が直接執行するよう支払方法を変更するほか、他の執行方法が選択できない経費については、支払先、時期、金額、内容等を事前に明らかにし、決裁等で確認した上で執行することとする。（環境政策課）
1 4	市職員が事務局を担う団体が保有する現金については、現金出納簿を常備し、適正に管理することとされている。 おだわら環境志民ネットワークでは、現金出納簿を備え付けていたが、釣銭用資金の計上漏れにより現金出納簿の残高と現金在高が一致していなかった。 団体の現金を適正に管理するためには、現金出納簿に受払額及び残高を正確に記録する必要がある。（環境政策課）	現金出納簿に、釣銭等保管金を記録し、受払額と残高を正確に記録することとする。
1 5	市民ホール管理運営事業は、令和3	目標値を三の丸ホール来場者数とす

年 9 月に開館した小田原市民ホール

る。

（小田原三の丸ホール）の適切な管理運営を行うことを目的としている。

所管課では、事業の効果測定に当たり、令和 3 年度は受付案内数、令和 4 年度は設備等の点検実施数、令和 5 年度は点検等に係る情報共有数と、年度ごとに異なる指標を設定しており、また、具体的な目標値を設定していなかった。

所管課によれば、開館から日が浅く目標値の検討に必要な実績が不足していることや、単純な数値の大小による評価は適さないという考えによるものであるとのことだが、事業を適切に評価し改善していくためには、継続的かつ具体的な指標・目標値の設定は不可欠であるとする。

また、令和 7 年度中に予定している指定管理者制度への移行に向けた準備を進めているとのことだが、移行後は管理運営が適正に行われているかをモニタリングすることが市の責務となる。

開館して約 2 年半が経過し、今後はこれまでに蓄積された実績やデータの検証を行い、具体的な目標値を設定して事業の効果測定を行うとのことである。今後の効果測定の指標・目標値やモニタリングの仕組みの検討に当たっては、指定管理者制度の導入がもたら

	す効果についても検証が可能となるような工夫が必要であると考える。（文化政策課）	
16	路線バス等移動手段確保維持対策事業は、地域公共交通計画の策定や地域公共交通確保維持費補助金の交付等により、市民の日常生活に不可欠な交通手段の維持確保を図るものである。 市は平成25年3月に小田原市地域公共交通総合連携計画を策定し、事業を推進してきたが、社会情勢の変化や公共交通を取り巻く課題に対応するため、小田原市生活交通ネットワーク協議会により、令和6年3月に小田原市地域公共交通計画を策定した。 また、バス事業者だけでは維持が困難となり、代替の交通手段がない路線について、運行経費の見込額と収益の見込額との差額の2分の1を補助する地域公共交通確保維持費補助金を交付している。同補助金の効果もあって該当路線の運行便数を一定程度確保できているが、その差額は拡大傾向にあり、市、バス事業者ともに大きな負担となっているとのことである。今後も路線バスを存続していくのか、あるいは他の交通手段を導入するのか、費用の分担も含め、地域住民、交通事業者及び市で更に検討することが望まれる。 さらに、所管課によると、高齢者を	小田原市地域公共交通計画の基本方針において「既存の公共交通の維持・確保を基本とし、バス事業者が単独で維持することが困難な路線については、公民連携により路線の維持を検討します。」と定めている。 現在、バス事業者だけでは維持が困難となり、代替の交通手段がない路線については、運賃収入と国の単価を基に算出した運行経費との収支の赤字額の2分の1を補助することとしているが、路線の維持を図るため、補助率の見直し等について小田原市生活交通ネットワーク協議会及び神奈川県生活交通確保対策地域協議会で協議した結果、1路線について、市が運行収支の赤字額を全額補助することにより路線を維持する、との協議が整ったところである。 引き続き、既存の公共交通の維持・確保を基本として、公共交通不便地域での対策を重点におき、地域のニーズと実情に応じた新たな移動支援策の実証事業等に取り組むとともに、路線バスと新たな移動支援策の効果的な組合せや路線維持、市の費用負担について一体的に交通事業者と協議・検討を行

	中心にバスの利用者が減少していることや、運転免許証を保有していない人の外出への将来的な不安が高まっていることが課題となっている。令和5年度に実施したおだタク・おだチケ実証事業の検証等により、誰もが利用しやすい持続可能な地域公共交通の実現に努めてもらいたい。（まちづくり交通課）	い、誰もが使いやすい公共交通システムの実現に努めていく。
17	市が締結する委託契約及び指定管理の基本協定（以下「契約等」という。）において、市は、業務を一括して第三者に委託させてはならず、業務の一部を第三者に請け負わせるときは、受託者又は指定管理者は、あらかじめ書面による市の承諾を得なければならないこととされている。 今回の監査において、書面による市の承諾手続を怠ったものについては、除外事項としたところだが、書面による市の承諾手続を行った契約等であっても、業務名及び第三者の名称のみを記載した書面が多く、再委託の必要性に係る根拠が乏しいように見受けられた。 再委託が想定される契約等にあつては、あらかじめ再委託できる業務と再委託できない業務を整理しておくことが望ましく、市が、再委託を承諾する場合は、その業務内容を再委託するこ	令和6年6月12日に所属長に対し「令和6年定期監査結果における委託業務の再委託に係る意見への対応について」を通知し、各所属において再委託を行わせる際は、次の内容を確認し、適切に対応するよう要請した。 【確認事項】 1 当該業務の主たる部分についての再委託はできないため、補助的な業務や付随的な業務等であることを確認すること。 2 再委託を行わせる際は、対象となる業務の内容、再委託先や再委託が必要な理由等が示された書面を提出させ、必ず事前に書面による承諾を行うこと。 3 再委託の対象となる業務を含めた全体業務について、適正に履行されていることを確認すること。 （契約検査課）

	とが適正であるかを検証するとともに、再委託する業務の履行状況について受託者又は指定管理者に報告させ適正に履行されていることを確認することが必要と考える。（契約検査課、資産経営課）	令和6年6月12日に所属長に対し「令和6年定期監査結果における指定管理の基本協定における再委託に係る意見への対応について」を通知し、各所属において管理運営業務の一部の再委託を承諾する際は、次の内容を確認し、適切に対応するよう要請した。 【確認事項】 1 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないとされているが、管理運営業務を一括して再委託することはできない。再委託を承諾する際は、再委託業務の範囲を確認すること。 2 再委託を承諾する際は、対象となる業務の内容、再委託先や再委託が必要な理由等が示された書面を提出させ、必ず事前に書面による承諾を行うこと。 3 指定管理者に、実施した業務の内容及び実績を報告させることとしているが、再委託業務についても管理運営業務の一部として報告させ、履行状況を確認すること。 （資産経営課）
18	市職員が事務局を担う団体の出納事務について、今回監査したうちの3団体において、団体の事業に係る経費を事務局職員等が立て替えていた。	市職員が事務局を担う団体の出納事務は、「各種団体等の事務取扱いに対する指示事項について」（平成10年8月26日付け助役名通知）により

事業実施に当たり、急に物品等の調達が必要となることはあり得ることから、団体の事業において、立替払を完全に否定するものではないが、地方自治法では、立替払は事故や不正が生じるリスクが高いため認めておらず、準公金についても同様のリスクがあると考えられる。

団体の事業においては、計画的な出納事務を心掛けた上で、日常的かつ少額なものについては、小口現金として資金前渡し、定期的に精算する方法等を検討することが求められる。

1 団体において、事務局職員個人のクレジットカード、ポイントカード等を利用して立替払をし、利用額や店舗に応じたポイントを取得しているものが見受けられた。

キャッシュレス決済が急速に普及し、意図せずポイントを得てしまう側面もあるが、結果として、立替払の精算を通じて、準公金により事務局職員が金銭価値を有する個人的な利益を得ていることとなり、適切な出納事務であるとは言えない。

一方、個人所有のポイントを利用して団体の支払をしている事案もあり、準公金と私金の区分に対する意識が低いように見受けられた。

事務局職員が準公金を利用して私的

「各種団体等の経理事務の取扱基準」を規定していたが、同通知記載の指示事項及び別紙取扱基準を全部改正することとし、令和6年8月29日付け企画部長通知「各種団体等の事務取扱いに対する指示事項について（通知）」により通知した。

改正した取扱基準の「2 団体の会計処理に伴う留意点」に以下のとおり追加し、事務局職員等による立替払について必要な事項を定めた。

(2) 立替払は、事故や不正が生じるリスクが高いため、原則行わないこと。やむを得ず立替払をする場合も、現金によることとし、ポイント等私的な利益を享受しないこと。日常的かつ少額な払出しについては、小口現金として資金前渡し、定期的に精算すること。

(3) (2)に関わらず、支払方法がクレジットカードのみに限定されていること等現金による立替払を行えない場合にあっては、事前に、その目的や手順、現金による立替払としない理由を明らかにした上で行うこと。

「3 所管における留意点」に以下のとおり追加し、団体名義口座のキャッシュカードの取扱いについて必要な

な利益享受をしているとの疑念を招かないような取扱いを徹底されたい。 2 団体において、団体名義口座のキャッシュカードを作成していた。いずれもカードの管理者が係長であり、団体の事務局長である所属長の決裁を経ずとも、入出金ができる状態であった。 キャッシュカードについては、容易に入出金できる利点がある反面、不正利用等のリスクを伴うため、十分に検討した上で、やむを得ず作成し、使用する場合は、取扱いについて明確なルールを定めることが必要と考える。 (コンプライアンス推進課)	事項を定めた。 (4) 各種団体名義のキャッシュカードは、作成せず、入出金は通帳により行うこと。やむを得ずキャッシュカードを作成する場合は、所属長が管理するとともに、当該カードを使用する場合にあつては、その目的や手順、現金による立替払としない場合をあらかじめ定めた上で行うこと。
---	---